

⑤ 発達障害の早期支援

厚生労働省においては、2011年度から、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所や放課後児童クラブ等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員」の派遣に対し財政支援を行い、地域における発達障害児者に対する支援体制の充実を図っている。

⑥ 人材の育成

都道府県等においては、新たに2016年度から、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえ、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組んでいる。

⑦ 発達障害の診断待機解消

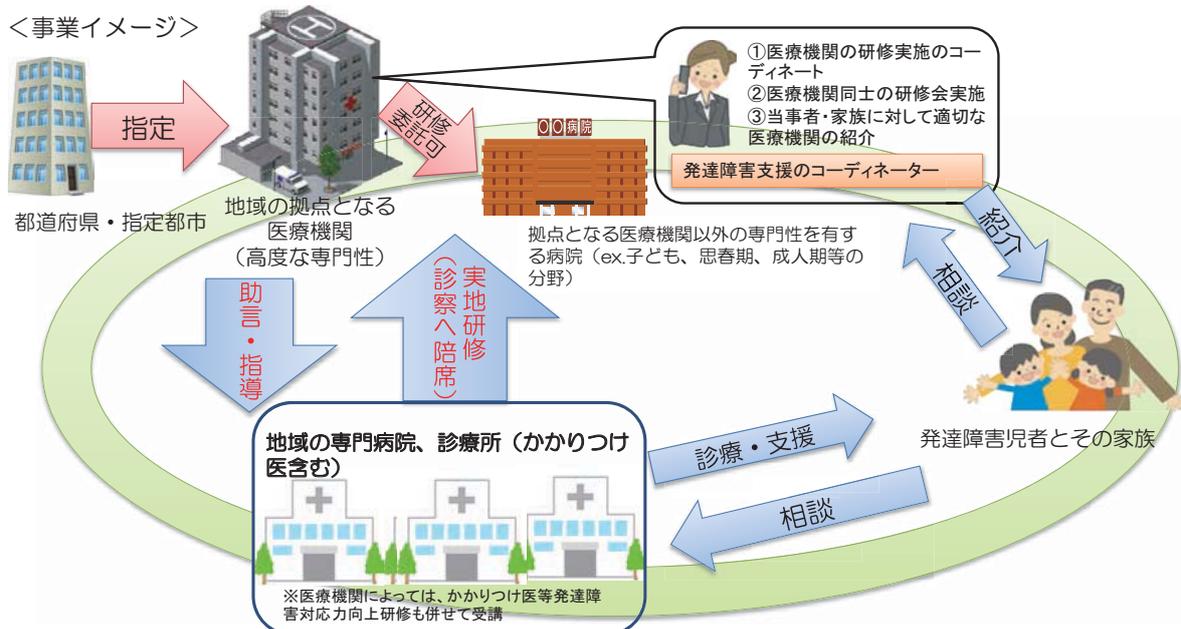
厚生労働省では、2018年度から「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」において、都道府県等が発達障害に関する医療機関のネットワークを構築し、発達障害の診療や支援を行う医師等を養成するための実地研修等を実施することを支援している。

さらに、2019年度から「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」において、発達障害の診断が可能な医療機関に新たにアセスメント対応が可能な職員を配置することや、アセスメントを外部に委託することにより発達障害の診断待機の解消を図ることとしている。

■ 図表3-13

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

2017年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。
これを踏まえ、専門的医療機関の確保を図るため、2018年度から発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施している。



資料：厚生労働省

(5) 盲ろう者等への対応

ア 盲ろう者への対応

盲ろう者とは、「視覚と聴覚に障害がある者」であり、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4つのタイプがある。社会福祉法人全国盲ろう者協会の「盲ろう者に関する実態調査(2013年3月)」によると、盲ろう者は、約1万4,000人と推計されている。

盲ろう者は、その障害の程度や生育歴等により、コミュニケーション方法も触手話、指文字、指点字、手書き文字など多様な方法があり、コミュニケーションの保障や情報入手、移動の支援が重要である。

2013年度から、障害者総合支援法の地域生活支援事業においては、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションや移動の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を、都道府県の必須事業として実施している。

2015年度からは「盲ろう者向けパソコン指導者養成研修事業」等を実施するなど、盲ろう者に対するコミュニケーション支援等の充実を図っている。

また、盲ろう者にとって、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など、社会参加を促進するためのサービス支援の人材確保や派遣事業等を引き続き充実していくことが必要であり、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業に係る企画立案を担う者や、派遣事業に係るコーディネーターに対する研修を実施するほか、視覚障害学科において盲ろう者支援に係るカリキュラムの充実を図るなど人材育成に努めている。

さらに、「盲ろう者のための支援マニュアル」(盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業(2010～2011年度)成果物)を基に地域の施設において訓練等を実施している。

イ 強度行動障害への対応

強度行動障害とは、周囲の不適切な対応や環境の影響等により、自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる道路上での飛び出しなど本人の身体又は生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊す、何時間も大泣きを続けるなどの行動が、高い頻度で起こるため、著しく支援が困難な状態のことをいい、行動障害の軽減を目的として障害児入所施設等の指定施設において適切な支援と環境の提供を行うために「強度行動障害児特別支援加算」等による支援が行われている。

さらに、2013年度から強度行動障害のある人に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修」を創設するとともに、2015年度の報酬改定において「重度障害者支援加算」の見直しを行い、強度行動障害支援者養成研修修了者を報酬上評価すること、及び行動援護従業者に対して、行動援護従業者養成研修の受講を必須化すること等により、強度行動障害のある人に対する支援の充実を図っている。

また、2018年度の報酬改定において、強度行動障害のある子供への適切な支援を推進するため、児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供する事業所が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害のある子供を支援する場合の加算を創設している。

ウ 難病患者等への対応

2012年度までは、難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、要介護の状況にありながら障害者自立支援法(平成17年法律第123号)等の施策の対象とならない等の要件を満たす難病患者等を対象として、市町村等を事業主体として、難病患者等居宅生活支援事業を実施していた。

また、2013年4月から施行された障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分(2014年4月からは障害支援区分)の認定などの手続を経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等(障害児にあっては、児童福祉法に基づく障害児支援)が利用できることとなった。また、

障害者総合支援法における対象疾病（難病等）の範囲については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討状況等を踏まえ、対象疾病の検討を行い、2015年1月1日より151疾病に、同年7月1日より332疾病に、2017年4月1日より358疾病に拡大し、その後の指定難病の検討状況等を踏まえ2018年4月1日より359疾病に拡大している。

3. 経済的自立の支援

(1) 年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国は、国民皆年金体制が確立され、原則として全ての国民がいずれかの年金制度に加入することとされている。これによって、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生年金が支給されるほか、国民年金に加入する20歳より前に発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、原則として全ての障害のある成人が年金を受給できることになり、年金は障害のある人の所得保障において重要な役割を果たしている。

年金制度は、全国民共通の基礎年金とサラリーマンや公務員に対し基礎年金の上乗せとして厚生年金が支給されるという、いわゆる2階建ての体系がとられている。

年金制度による障害のある人の所得保障については、1985年改正の際の障害福祉年金から障害基礎年金への移行による大幅な年金額の引上げや支給要件の改善など、これまで着実にその充実が図られてきた。

近年では、2004年改正の際、障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組みとして障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を可能とする障害年金の改善等が行われているほか、2011年4月からは、障害年金受給者に対する、子や配偶者がいる場合の加算の対象範囲が拡大されている。

2012年には、社会保障・税一体改革の一環として、年金制度の枠外で、障害基礎年金受給者等に対して、福祉的な給付金を支給する年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）が成立し、消費税率の引上げと合わせて、2019年10月に実施される予定である。また、2013年には、障害基礎年金等の支給要件の特例措置（直近1年間において保険料の滞納がないこと）の延長が行われている。

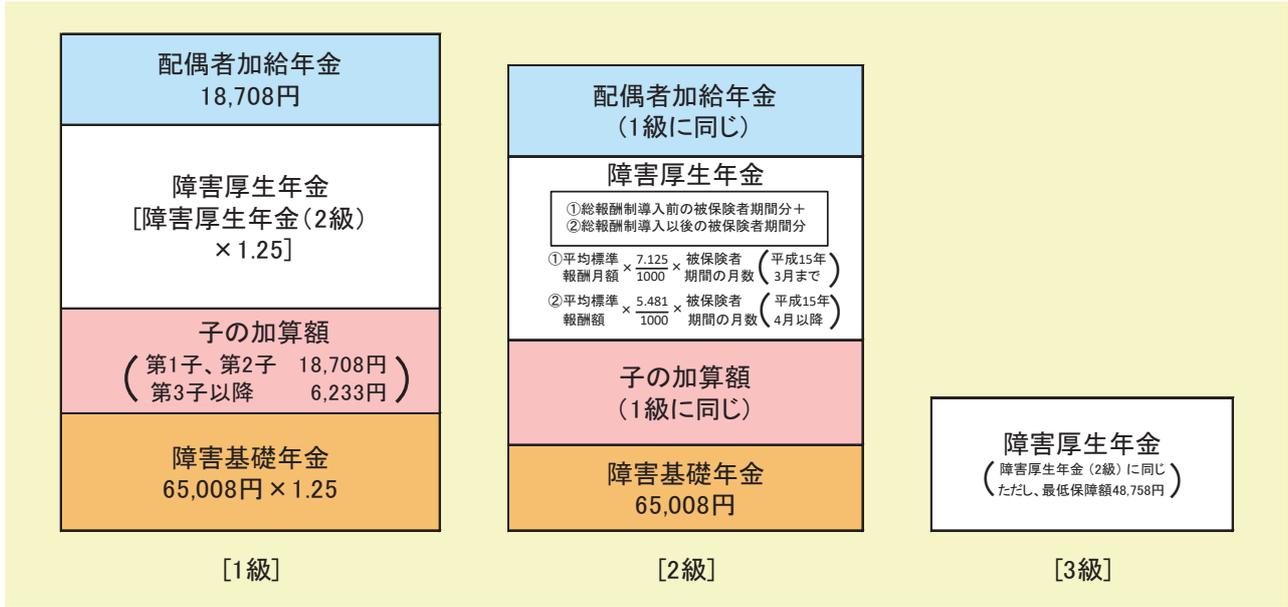
1985年の年金制度の改革に伴い、それまで重度の障害のある人に対して支給されていた福祉手当についても見直しが行われ、特に重度の障害のある人を対象とする特別障害者手当と、障害基礎年金が支給されない重度の障害のある児童に支給される障害児福祉手当とに改編された。同時に、特別障害者手当の支給額が福祉手当と比較してほぼ倍額に引き上げられた。このほか、障害のある児童の父母等に対しては、従来より、特別児童扶養手当を支給している。

これらの年金及び手当については、毎年物価の変動等に合わせて支給額の改定が行われている。

また、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）により、1991年度より前に国民年金任意加入対象であった学生や、1986年度より前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者のうち任意加入していなかった間に障害を負ったことにより障害基礎年金を受給していない者について、上記に述べたような国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金の支給が行われている。

その他、都道府県・指定都市において、保護者が生存中掛金を納付することで、保護者が死亡した場合等に、障害のある人に生涯年金（月額2万円（2口加入の場合は4万円））を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）が実施されている。この制度は、一般的な生命保険に比べ保険料が低く抑えられていること、各種の税制優遇措置があることなど、様々なメリットがあるほか、公的年金等の上乗せとしての役割も果たしている。なお、掛金の月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まる。

■ 図表3-14 障害年金のあらし (2019年度)



資料：厚生労働省

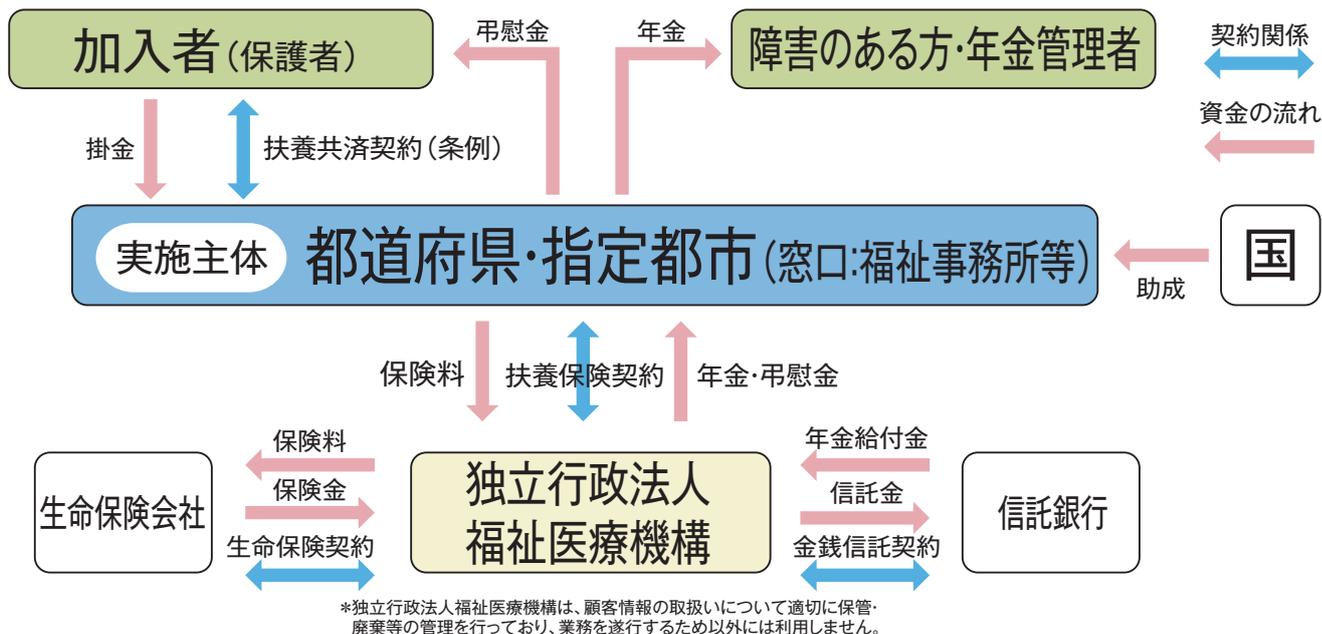
■ 図表3-15 年金、手当及び給付金の額の推移

		1999 ~ 2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
障害 基礎 年金	(1級)	83,775	83,025	82,758	82,758	82,508	82,508	82,508	82,508	82,508	82,175	81,925	81,925	80,500	81,258	81,260	81,177	81,177	81,260
	(2級)	67,017	66,417	66,208	66,208	66,008	66,008	66,008	66,008	66,008	65,741	65,541	65,541	64,400	65,008	65,008	64,941	64,941	65,008
特別 児童 扶養 手当	(1級)	51,550	51,100	50,900	50,900	50,750	50,750	50,750	50,750	50,750	50,550	50,400	50,400	49,900	51,100	51,500	51,450	51,700	52,200
	(2級)	34,330	34,030	33,900	33,900	33,800	33,800	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570	33,230	34,030	34,300	34,270	34,430	34,770
特別障害者 手当		26,860	26,620	26,520	26,520	26,440	26,440	26,440	26,440	26,440	26,340	26,260	26,260	26,000	26,620	26,830	26,810	26,940	27,200
障害児福祉 手当		14,610	14,480	14,430	14,430	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380	14,330	14,280	14,280	14,140	14,480	14,600	14,580	14,650	14,790
特別 障害 給付 金	(1級)	/			50,000	49,850	50,000	50,000	50,700	50,000	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150
	(2級)				40,000	39,880	40,000	40,000	40,560	40,000	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720

注：2019年4月以降（8月支払い分以降）の手当額は、1.0%引き上がる。

資料：厚生労働省

■ 図表3-16 障害者扶養共済制度の仕組み



資料：厚生労働省

■ 図表3-17 「障害者扶養共済制度」掛金月額について

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

注：制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

資料：厚生労働省

(2) 個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない人の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

4. 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支える拠点としての施設整備

障害のある人の意向を尊重し、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活の技能を高めることを目指し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、施設等から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を地域に開放する「地域化」を進めることとしている。

このため、グループホームを計画的に整備するなど、障害のある人の地域移行を促進する一方、障害のある人が利用する施設については、地域の重要な資源として位置づけ、積極的にその活用を図ることとしている。

(2) 施設の地域利用

施設に対しては、従来のように、入所者を対象にするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、あるいは施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるように、支援を行うことが求められており、今後、障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源として位置づけ、その活用を図ることが重要であり、こうした取組の一層の充実を図ることとしている。

このため、第5期障害福祉計画において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村、又は各圏域に少なくとも1つ整備することとなっている。

5. スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツの振興

ア 障害者スポーツの普及促進

2017年度「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は20.8%（成人全般の実施率は55.1%（2018年度「スポーツの実施状況に関する世論調査」））にとどまっており、地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要がある。

このため、2018年度から、地域における障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や、障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング等により障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる取組を実施している。

また、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典が実施されるための「Specialプロジェクト2020」や、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用する取組を実施している。

さらに、2019年度からは、スポーツ車いす、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデル構築の支援を実施することとしている。



特別支援学校での地域住民も参加した放課後スポーツ教室（風船バレー）の様子

イ 障害者スポーツの競技力向上

2018年3月、平昌パラリンピック競技大会が開催され、日本選手団は3個の金メダルを獲得し、また、総メダル数では前回大会を上回る10個のメダルを獲得した。

スポーツ庁では、「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（2016年10月）や「第2期スポーツ基本計画」（2017年3月）に基づき、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、障害者スポーツの競技団体を含む各競技団体が行う強化活動に必要な経費等を支援する「競技力向上事業」を実施している。

また、「ハイパフォーマンス・サポート事業」により、パラリンピック競技大会でメダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施している。なお、平昌パラリンピック競技大会に際して、同事業においてパラリンピック冬季競技大会では初めて、アスリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点であるハイパフォーマンス・サポートセンターを設置した。

さらに、2017年度から「ハイパフォーマンスセンターの基盤整備」において、東京2020パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等に向けた我が国アスリートのメダル獲得の優位性を確実に向上させるため、競技用具の機能を向上させる技術等の開発を実施している。

加えて、トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」（2015年1月）を踏まえ、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点としてナショナルトレーニングセンターの拡充整備に取り組んでおり、2020年東京大会開催約1年前の2019年夏に供用開始予定である。また、同センターの周辺のバリアフリー化の促進に向け、関係省庁等連絡会議を開催し、関係機関が連携して取組を進めている。

主な国内・国際障害者スポーツ大会

○全国障害者スポーツ大会

2001年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されている。2008年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある方々が一堂に会して開催される大会となっている。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われている。2018年度の第18回大会は、福井県において開催された。なお、2019年度の第19回大会については、茨城県で開催される予定であり、精神障害者の卓球競技が正式種目に追加されることとなっている。



第18回全国障害者スポーツ大会（2018福井しあわせ元気大会）

○全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、1967年度から開催されている。2018年度は、第52回となる夏季大会が埼玉県で開催され、10競技に選手・役員合わせて約1,400人が参加した。なお、2019年度の第53回夏季大会については、鳥取県・島根県で開催される予定である。

○デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は1924年を第1回としており、2017年には、トルコのサムスンにおいて第23回大会が開催された。日本選手団として選手・役員合わせて177名が参加し、金メダル6個、銀メダル9個、銅メダル12個を獲得した。冬季大会は1949年を第1回としており、2019年12月にイタリアのヴァルテッリーナ地方において、第19回大会の開催が予定されている。

○スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会である。

夏季大会は1968年を第1回（米国・シカゴ）としており、2019年3月にアラブ首長国連邦の阿布ダビにおいて第15回大会が開催された。冬季大会は1977年を第1回（米国・コロラド州）としており、2017年にはオーストリアのシュラートミンクにおいて第11回大会が開催された。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が共にチームを組みスポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されている。

○パラリンピック競技大会

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は、1960年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック同様4年に一度開催されている。2016年には、ブラジルのリオデジャネイロにおいて第15回大会が開催された。次回は、2020年、東京において開催が予定されている。冬季大会は、1976年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されている。2018年3月には、韓国の平昌（ピョンチャン）において第12回大会が開催され、金メダル3個、銀メダル4個、銅メダル3個を獲得した。次回は、2022年に中国の北京で開催が予定されている。

TOPICS

東京2020パラリンピック競技大会

2013年9月に開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会（アルゼンチン／ブエノスアイレス）において、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定した。これにより、東京都は史上初めて、2度目のパラリンピック夏季競技大会を開催する都市となった。

パラリンピック競技大会は、世界のトップアスリートが参加し、スポーツを通じて、障害のある人の自立や社会参加を促すとともに、様々な障害への理解を深めることにつながるものである。また、アクセシビリティに配慮した会場やインフラの整備により、東京のまち全体を障害のある人を始めとする全ての人々が安全で快適に移動できるようになり、ユニバーサルデザイン都市、東京の実現が促進されるものである。

東京2020パラリンピック競技大会は、8月25日の開会式から9月6日の閉会式までの13日間、22競技540種目が1都3県（東京、埼玉、千葉、静岡）の21会場で実施される。「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」を3つの基本コンセプトとし、大会組織委員会を中心に、東京都や日本パラリンピック委員会（JPC）、政府が一丸となって大会成功に向けて取り組んでいる。大会組織委員会は、2018年8月に東京2020パラリンピック競技大会の公式チケットの概要を、2018年10月に東京2020パラリンピック競技大会の各競技の開始時間と終了時間を記載したセッションスケジュールを発表した。また、2018年9月から12月まで大会ボランティアを募集し、目標とした募集人数を達成するなど、大会に向けた準備が着実に進められている。

オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えるものであり、我が国の国際競技力向上に向けた取組を進めていくことは重要である。このため、スポーツ庁では、「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（2016年10月）や「第2期スポーツ基本計画」（2017年3月）に基づき、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。（第3章第1節5.（1）イを参照）。

また、東京2020パラリンピック競技大会を成功に導くためには、将来のパラリンピアンを始め一人でも多くの障害者がスポーツを楽しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要である。このため、地方自治体における障害者スポーツ推進体制の整備を推進するとともに、全国の特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用する取組を進めていくこととしている。



東京2020大会エンブレム



東京2020大会マスコット

TOPICS

インドネシア2018アジアパラ競技大会

2018年10月6日～13日において、インドネシア・ジャカルタで開催されたインドネシア2018アジアパラ競技大会では、18競技558種目が行われ、日本からは304名の選手が参加した。

日本代表選手団は、金メダル45個、銀メダル70個、銅メダル83個の計198個のメダルを獲得し、前回大会の143個を大きく上回るメダル数を達成した。本大会は、東京2020パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）前に実施される最後の国際総合スポーツ大会であり、日本の選手が様々な競技において活躍する姿は、国民に感動と希望をもたらしてくれた。車いすテニスの男女シングルの優勝者には、2020年東京大会の出場資格が与えられ、国枝慎吾選手と上地結衣選手が見事に優勝を飾り、2020年東京大会の出場権を獲得した。

来年は、いよいよ2020年東京大会が開催される。同大会を契機に、スポーツを通じた健康意識の向上や、心のバリアフリーなど、国民全体に及ぶ「レガシー」を創出するとともに、日本全体に夢や感動を届けられる大会となるよう、国としてもしっかりと取り組んでいくこととしている。



初優勝を飾り、2020年東京大会出場権を獲得した上地結衣選手



団体競技において唯一、金メダルを獲得したゴールボールチーム



男子4km個人パーシュート競技で見事優勝を飾った初出場の木村選手と倉林選手のペア

写真：上記全て©エクスイワン

TOPICS

スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

スポーツ庁では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を契機として共生社会を実現するため、障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくりを進めている。

夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは東京大会が史上初であり、開催国として東京大会を成功に導くために、2017年度から「パラリンピック教育普及啓発事業」を実施している。事業は主に2つあり、①学校現場でのパラリンピック教育の取組を促進するために、国際パラリンピック委員会（IPC）公認教材であり、全国の小・中・高・特別支援学校に配布されている『I'm POSSIBLE』に記載されているパラリンピック競技を参考に、教員自らパラリンピック競技を体験し、その指導方法を学ぶ「教員向けパラリンピック教育研修会」と、②国民のパラリンピックの興味・関心を高め、パラリンピック競技大会をより多くの人に観戦してもらうために、パラリンピアンとのトークショーやパラスポーツ体験を実施する「市民向けパラリンピック競技体験型イベント」を開催している。いずれのイベントも参加後の声を聞くと、パラリンピックを身近に感じるような意見が多く、2020年に向けてパラリンピック・ムーブメントの高まりを実感するイベントとなっている。

また、経済界においても、東京大会のスポンサーとなる以外にも障害者スポーツに関わりを持つ動きが広がっている。2018年6月に、一般社団法人日本ライオンズが東京大会を目指す次世代選手の支援を発表したことをはじめ、企業・団体がパラリンピック競技以外にも含めた障害者スポーツ団体の活動支援を行う動きがみられる。また、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会が中心となって、東京大会のレガシーの形成に向けた取組が行われており、「Office de Boccia」のような企業対抗の障害者スポーツの体験会・交流会の実施など、障害のある人と障害のない人のスポーツを通じた交流が進められている。

このほか、知的障害のある人にスポーツの機会を提供するスペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が同じチームで練習を積み試合を行うことを通じて、互いの理解を深め友情を育むことを目指した取組を実施している。

引き続き、様々な取組を通じて、多くの方に障害者スポーツの魅力伝えていくとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に向け取り組んでいく。



市民向け（パラリンピック競技体験型）イベントにおけるゴールボールの様子



市民向け（パラリンピック競技体験型）イベントにおける車いすバスケットボールの様子